

## 「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正に関する本県の考え方について

本県では、生まれた子猫も含む飼い猫の野良猫化を防止することと、野良猫への無秩序な餌やり行為を防止し、これ以上野良猫を生み出さないようにするための仕組みについて検討してきました。地域の生活環境を保全し、野良猫の殺処分数を削減するため、地域猫対策の推進と無秩序な餌やりの禁止を「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定したいと考えています。

つきましては、平成 27 年 8 月 4 日から平成 27 年 9 月 7 日までの間、その骨子をお示しし、改正に係る県民意見の募集を行います。

### 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正案（骨子）

#### 1. 定義（新設）

地域猫対策を、所有者のいない猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水（以下「給餌等」という。）、排せつ物の適正な処理を行う活動とする。

#### 2. 飼い猫の所有者の遵守事項（新設）

以下の遵守事項を新設

自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（生後 90 日以内の飼い猫を除く。）。

- ① 屋内飼養に努めること。
- ② 屋内飼養によらない場合にあつては、不妊去勢手術その他繁殖を防止するための措置を講ずるよう努めること。
- ③ 所有者等の管理する場所以外においてふんを排せつした場合には、ふんをその場から除去する等適正に処理すること。
- ④ 動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等により、周辺的生活環境が損なう事態を生じさせないようにすること。

#### 3. 飼い猫以外の猫への給餌等の禁止（新設）

以下の事項を新設

- ① 自らの飼い猫以外の猫への給餌等を行ってはならない。
- ② ただし、次の場合はこの限りでない。（禁止の例外規定）
  - ・所有者等から給餌等を許された場合
  - ・地域猫対策による給餌等を行う場合
  - ・獣医師の診療に伴う給餌等を行う場合

#### 4. 地域猫対策を行う者の遵守事項等（新設）

以下の遵守事項等を新設

あらかじめ、地域猫対策を行う地域内及び近隣の住民に対し、理解を得るよう十分な説明に努めること。

- ① 地域猫に対して、不妊去勢手術を速やかに施すとともに、施術済であることを識別するための措置をとること。
- ② 地域猫に対し時間を定めて給餌等を行い、餌の残さを除去すること。
- ③ ふん尿の排せつ場を設置し、排せつ物を速やかに除去すること。
- ④ 給餌等を行う場所やふん尿の排せつ場について、実施に必要な権原を得ること。

- ⑤ 地域猫対策を行う者は、あらかじめ知事に届け出ること。

## 5. 勧告・命令・罰則（新設・項追加）

次に掲げる者に対する勧告・命令・罰則（過料）を新設

- ① 動物の所有者の遵守事項に違反した者
  - ② 自己の飼い猫以外の猫に給餌等を行った者（例外である給餌等の場合を除く）
  - ③ 地域猫対策を行う者の遵守事項に違反した者
  - ④ 動物の飼養・保管が適正でないことにより、動物が衰弱等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合、当該事態を生じさせている者
- ※違反者に対しては、勧告、次いで命令がなされ、命令に従わない場合には過料を徴収することがあります。

なお、④においては、勧告なしに命令ができます。

<骨子の説明>

◆県民の皆様にお願ひすること。

- 生後 90 日を超える飼い猫に名札等を装着するなどの所有明示をすること。
  - 地域猫対策を実施する場合は県に届け出ること。
- なお、実施に当たってはあらかじめ、周辺地域の住民の十分な理解が得られるよう説明に努めること。

※地域猫対策とは

所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行う活動により、猫の生命を奪うことなく生活環境を保全するための対策をいう。

- 自分の飼い猫以外の猫に給餌等をしないこと。

◆条例を実効性あるものとするための措置

- 勧告・命令
  - 1 飼い猫に所有明示を行っていない飼い主が、県からの指導等に従わず、所有明示が行われていないことが認められるとき。
  - 2 飼い主の判明しない猫に給餌等を行っている者が、行為を止める旨の県からの指導等に従わず、継続して給餌等を行っているとき。
  - 3 地域猫対策の不適正な実施により、生活環境の保全に支障が生じ、県からの指導等に従わず改善が認められないとき。
  - 4 動物の飼養又は保管が適正でないことにより、動物が衰弱するなどの虐待になるおそれのある事態が生じていると認められ、県からの指導等に従わず改善が認められないとき（勧告なしに命令ができます）。

○ 過料

上記の命令に違反したとき。

皆様に、この問題についてお考えいただく際の参考としていただければ幸いです。

なお、条例改正に当たっては、平成27年8月4日から9月7日までパブリックコメントを実施しておりますので、ご意見をお待ちしております。

また、パブリックコメント終了後、皆様からいただいたご意見をもとに、説明会の開催を予定しています。